

# スポーツの秋



小学校の竹引き どちらもがんばれ!!



保育所の太鼓 上手にたたけたかな?

# 運動会



小学校の玉入れ たくさん入るかな?



保育所の紅白勇太鼓(ダンス) みんな楽しく踊れました。

2004 広報

10

№.169

# おおしか

◇平成16年10月発行 / 大鹿村役場 ◇印刷 / 龍共印刷株式会社

平成16年9月

## 大鹿村議会定例会報告

大鹿村議会9月定例会が9月15日から24日まで、10日間の会期で開催されました。付議事件17件、議員発議1件が上程され、全議案原案どおり承認・可決され、議員発議は可決されて、意見書が国会などへ提出されました。

また、一般質問は、3人の議員からあり、請願1件が採択されて意見書が国へ提出されました。

## 付議事件

- 議案第1号** 大鹿村協業活動拠点施設設置条例を廃止する条例の制定について (可決)
- 議案第2号** 大鹿村文化施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (可決)
- 議案第3号** 平成15年度大鹿村一般会計歳入歳出決算の認定について (可決)
- 議案第4号** 平成15年度大鹿村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (可決)
- 議案第5号** 平成15年度大鹿村立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について (可決)
- 議案第6号** 平成15年度大鹿村営水道特別会計歳入歳出決算の認定について (可決)
- 議案第7号** 平成15年度大鹿村授産所特別会計歳入歳出決算の認定について (可決)
- 議案第8号** 平成15年度大鹿村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について (可決)
- 議案第9号** 平成15年度大鹿村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (可決)
- 議案第10号** 平成16年度大鹿村一般会計補正予算(第3号)について (可決)
- 議案第11号** 平成16年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について (可決)
- 議案第12号** 平成16年度大鹿村立診療所特別会計補正予算(第1号)について (可決)
- 議案第13号** 平成16年度大鹿村営水道特別会計補正予算(第1号)について (可決)
- 議案第14号** 平成16年度大鹿村授産所特別会計補正予算(第1号)について (可決)
- 議案第15号** 平成16年度大鹿村介護保険特別会計補正予算(第1号)について (可決)
- 議案第16号** 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて (可決)
- 議案第17号** 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて (可決)

## 議員発議

発議第1号

安全な生活基盤を確保する河川・砂防事業の推進に関する意見書の提出について (可決)

## 請願

○郵政事業の現行公社経営形態堅持に関する請願書 (採択)

## 一般質問

「松下 隆夫議員」

\* 合併の賛否を問う住民投票の結果に伴い今後の進め方について

(村長) 自立の資料は今後の検討の中で一つのベースになると考えられる。

自立の道は厳しいが、村民が理論集団でなく、自覚を持って実行する考えで協力してくれることを願う。第三者的な方を入れた住民参加グループができたらいと思う。

「矢沢 正議員」

\* 住民投票の結果をどう受け止められましたか。

(村長) 結果については尊重します。自立については、これからの話し合いの中で住民同士の協力をお願いしたい。

\* 大西公園整備計画の進展状況は。

(村長) 住民参加の第一歩として考えている。

(産業建設課長) 自然林を生かした公園整備を考えている。今年度は雨沢の横の親水公園を計画している。

「小原 寿夫議員」

\* 地域づくりの構想について

(村長) 基本は新リーダーが決まってきたから、アドバイザーの必要性を考えている。

\* 第3次大鹿村総合振興計画の見直しの必要があるのか。

(村長) 基本構想、理念は現在のもので大差はないと考えますが、事業の見直しと転換は必要である。住民負担も長期的には大幅に見直す必要があると思う。



簡易生命保険積立金 道路改良事業 村道 河合線 L=148m W=4.0m

皆さんの  
簡易生命保険積立金・郵便貯金が  
こんな所で役立つています

簡易生命保険積立金及び郵便貯金は、加入者や預金者からお預かりした大切な資金であることから、加入者及び預金者の身近な所で役立てられるよう地方公共団体が行う学校設備や道路・住宅・上下水道整備事業等に対して還元融資されています。  
当村においても平成15年度に大鹿郵便局を窓口、郵政公社より融資を受けて次の事業を実施しました。

## ルールを守りましょう

一定面積以上の大規模な土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

### ルール1

大規模な土地取引には、届出が必要です。

### ルール2

届出期間は、契約締切日から2週間以内です。

### ルール3

届出に係わる土地について、利用目的等の審査が行われます。

### ルール4

計画に従って、適正に土地を利用しましょう。

# 平成15年度 決算について

平成15年度の一般会計及び特別会計の決算が9月定例会で認定されました。

一般会計の決算額は、歳入が21億9,624万円、歳出が21億5,976万円となり、昨年に比べ歳入で21.3%、歳出で21.5%とそれぞれ減少しました。

歳入歳出差引額は3,647万円です。その内平成15年度から16年度へ繰り越す財源を除いた実質収支額は3,527万円となりました。

## 歳入

歳入総額の内、村の自主財源は、村税を中心に4億1,889万円余りで全体の19.1%しかなく、残りの80.9%は地方交付税を中心にした依存財源に頼っており、これらは今後の国の施策に左右されます。また、景気の低迷が長引いており今後も厳しい歳入状況が続くと思われます。

### ●歳入額増減の主な要因

単位：万円

項目	増減額	要因
村税	△2,063	大鹿発電所等の固定資産交付金の減(減価償却)
地方交付税	△10,644	段階補正、単位費用等の見直し、臨財債への振替
国庫支出金	△1,266	公共土木施設災害復旧費の減額
繰入金	△31,597	文教施設基金繰入額(中学校耐震補強・大規模改造事業)、公共施設等基金(CATV整備事業)の減額
村債	△12,460	過疎対策事業債の減(CATV整備事業)

### ●村税の内訳

単位：万円

税目	収入額
村民税	3,242
固定資産税	22,384
軽自動車税	386
村たばこ税	411
入湯税	23

## 歳出

歳出では、CATV整備事業、中学校大規模改修事業等の大型事業が完了したため投資的経費は大幅な減額となり、経常的な経費は節減等により全体的に減少しています。今後も、財政の健全化を確保しながら、行政課題に対応できる効率的な財政運営を進めていきます。

### ●平成15年度に実施した主な事業

単位：万円

一般会計	事業名	決算額
総務費	地形図作成	504
	村外通勤者補助	519
	衆議院議員・長野県議会議員・村議会議員選挙	762
	除雪経費	508
	テレビ共聴組合撤去費	1,730
	地籍調査	2,255
民生費	社会福祉協議会委託・補助	1,485
	福祉施設入所措置・支援	3,878
	老人福祉施設管理運営・維持費	1,462
	在宅介護支援センター運営	1,578
	保育所運営	3,017
衛生費	患者輸送車運営経費	325
	成人病検診	811
	合併浄化槽設置費補助	1,387
	し尿処理委託・負担	1,755
農林水産業費	ごみ収集運搬処理委託	2,106
	有害鳥獣駆除	885
	中山間直接支払い	294
	新山村振興等農林漁業特別対策事業	14,219
	林道整備事業(大萱・中峰黒川・釜沢線)	15,013
	造林事業	3,608
商工費	公団分収造林受託事業	207
	廃止代替バス運行委託	1,259
	商工振興事業補助	410
	商工関係資金利子補給・資金預託金	562
	観光協会補助	176
	三伏峠環境整備事業補助	480

一般会計	事業名	決算額
土木費	緊急地域雇用創出対策事業(道路環境整備)	2,220
	村道改良(沢井・梨原・河合・沢戸・釜沢線他)	11,830
	県営事業負担金(県道改良他)	372
	道路台帳整備	530
消防費	広域消防負担金	4,228
	消防団活動経費	1,860
教育費	歌舞伎保存会補助	229
	伝統文化伝承総合支援事業(歌舞伎伝習塾)	302
	高校通学バス等補助	574
	スクールバス運行	677
	重要文化財福德寺屋根葺替工事	600
	中央構造線博物館標本制作室建築工事	788
災害復旧費	中学校パソコン整備	1,151
	林道災害	390
	土木災害	8,621
公債費	起債の元利償還金	40,981
基金費	基金への積立金	10,720

### ●特別会計

単位：万円

会計	歳入	歳出	差引額
国民健康保険特別会計	14,623	13,310	1,313
村立診療所特別会計	12,495	12,476	19
村営水道特別会計	25,334	25,248	86
授産所特別会計	3,890	3,798	92
老人保健医療特別会計	21,203	20,978	225
介護保険特別会計	13,338	13,305	33

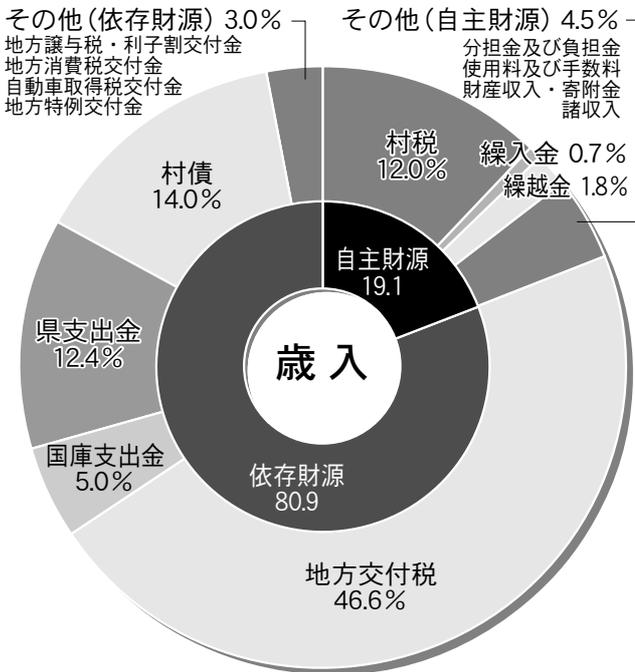
## 財政数値

この財政数値は、団体の財政状況を判断するための指標となります。

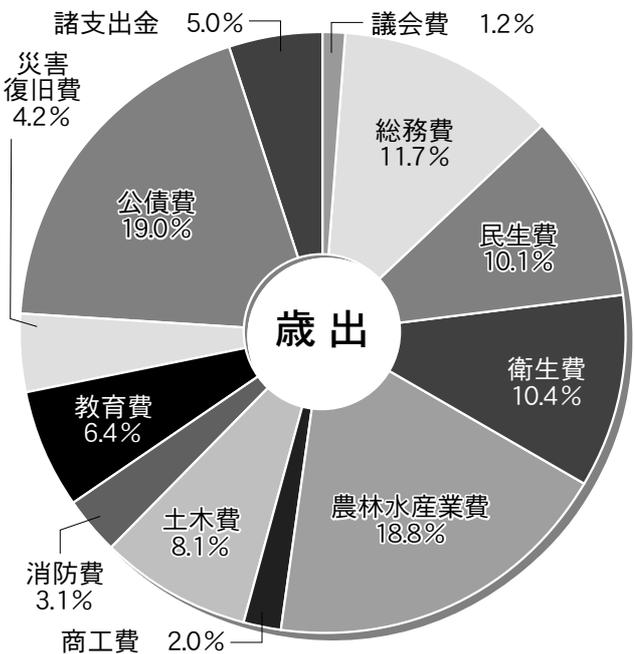
	指 標				起債残高	基金残高
	経常収支比率	公債費比率	起債制限比率	財政力指数		
15年度	71.4%	14.2%	9.5%	0.215	352,710万円	180,197万円
14年度	71.7%	15.6%	8.9%	0.191	362,066万円	170,628万円
下伊那平均(H14)	75.9%	15.3%	8.4%	0.194	391,500万円	101,700万円
説 明	財政構造の弾力性(余裕)を示す指標。比率が低い方が自由に使える資金が多い。65~75%が適正	公債費は借金の返済額であり、これが一般財源に占める割合を公債費比率という。10%以下が望ましい	現在借りている借金が妥当な額かどうか、判断する数値。15%以上要注意	地方公共団体の財政力を示す指数。(H13~H15の平均値) 1に近いほど財政に余裕がある。	事業を行うために借り入れた借金総額。(一般会計分)	起債の償還・施設の整備費に充てる等それぞれ支出目的をもった預金額

## 平成15年度 決算

単位：万円



歳 入	決 算 額		前年度対比	
	15年度	14年度	比 較	前年度比
村 税	26,446	28,509	△ 2,063	△ 7.2%
地方譲与税	3,202	2,977	225	7.6%
利子割交付金	99	141	△ 42	△ 29.8%
地方消費税交付金	1,519	1,374	145	10.6%
自動車取得税交付金	1,400	1,413	△ 13	△ 0.9%
地方特例交付金	383	377	6	1.6%
地方交付税	102,241	112,885	△ 10,644	△ 9.4%
分担金及び負担金	392	559	△ 167	△ 29.9%
使用料及び手数料	3,618	2,714	904	33.3%
国庫支出金	11,036	12,302	△ 1,266	△ 10.3%
県支出金	27,125	26,946	179	0.7%
財産収入	1,353	667	686	102.8%
寄附金	0	20	△ 20	皆減
繰入金	1,562	33,159	△ 31,597	△ 95.3%
繰越金	4,026	7,318	△ 3,292	△ 45.0%
諸収入	4,492	4,460	32	0.7%
村 債	30,730	43,190	△ 12,460	△ 28.8%
計	219,624	279,011	59,387	△ 21.3%



歳 出	決 算 額		前年度対比	
	15年度	14年度	比 較	前年度比
議 会 費	2,574	2,785	△ 211	△ 7.6%
総 務 費	25,249	68,585	△ 43,336	△ 63.2%
民 生 費	21,764	19,684	2,080	10.6%
衛 生 費	22,392	15,315	7,077	46.2%
農 林 水 産 業 費	40,616	42,833	△ 2,217	△ 5.2%
商 工 費	4,377	3,948	429	10.9%
土 木 費	17,567	27,789	△ 10,222	△ 36.8%
消 防 費	6,799	6,110	689	11.3%
教 育 費	13,925	32,779	△ 18,854	△ 57.5%
災 害 復 旧 費	9,012	1,904	7,108	373.3%
公 債 費	40,981	44,246	△ 3,265	△ 7.4%
諸 支 出 金	10,720	9,007	1,713	19.0%
計	215,976	274,985	△ 59,009	△ 21.5%

# 「安心」は国民年金に 加入することから

現役時代から老後までの長期間には、予測できないことがあるいろいろなあります。国民年金などの公的年金は、誰にとってもやがて訪れる老後の生活保障の不確定要因を解消する第一の方法です。

老齢基礎年金の受給開始年齢である六十五歳の平均余命は、男性が一八・〇二年、女性が二三・〇四年で（平成十五年）、この数字は年々伸びています。長寿は喜ばしいことですが、老後に自分がどれくらい生きるかは、あらかじめ分かりません。

また、長い老後生活の保障を、自分の子どもに頼るだけでは万全とは言えません。貯蓄などで備えることも大切ですが、将来の社会経済がどうなっているのか、どれくらいの備えが必要かは、誰にも分かりません。このような老後を、社会全体で支える仕組みが国民年金などの公的年金制度です。

しかも、国民年金は老後だけでなく、病気やけがで障害が残る働きなくなったときの障害年金や、万一亡くなったときの遺族（子どもがいる場合）保障もあります。世論調査では、老後の生活

保障を「自助努力」と考えている人は二割程度しかおらず、「公的年金を中心に」と考えている人が七割に上がっています。

国民生活基礎調査によれば、平成十四年の高齢者世帯の間所得は三〇四万六千円で、そのうち「公的年金・恩給」が二〇四万一千円、「仕送り等」が一三万三千円となっており、「公的年金・恩給」が所得の約七割を占めています。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯の中で、「公的年金・恩給の総所得に占める割合が一〇〇%の世帯」は一・二%となっており、高齢者の生活を担う公的年金の役割はますます高まっています。

そのため政府は、「社会経済と調和した持続可能な制度の構築」と「制度に対する信頼の確保」を旨として、年金制度改革を実施しました。

国民年金への未加入者は約六〇万人、保険料未納者は約三二〇万人います。国民年金に加入し、保険料を納付しなければ、年金制度の恩恵を受けることはできません。すべては、国民年金に加入し、保険料を納付することから始まります。

## 受給資格期間は 足りていますか？

あなたを支える  
国民年金

老後の生活の支えとなる老齢基礎年金。20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると満額の年金が受けられますが、免除や未納期間があるとその期間に応じて減額されます。

「満額でなくてもいい」と思っているあなた、老齢基礎年金には「受給資格期間」というものがあることをご存じですか？受給資格期間とは「老齢基礎年金を受けるために最低限必要な期間」のことで、保険料を納付した期間や免除された期間などが、少なくとも**25年\***(30か月)以上あることが必要です。

あなたの年金は、大丈夫ですか？

※生年月日などにより25年の受給資格期間が短縮される特例があります。



# 「ようこそ大鹿村ホームページ(HP)へ」

## —その2—

総務課広報係

村では、現在、行政情報用HPと観光情報用HPの二つのHPを公開しています。

観光情報用と違い、まだ皆さんにあまりなじみのない行政情報用HP「ようこそ大鹿村へ!」について紹介します。

URLは<http://www.vil.looshikanaganano.jp/>で、この広報「おおしか」の表紙右上にも毎号掲載しています。

その1では「おしらせ」「意見・ご質問」「広報おおしか」について説明しました。

今回は続いて「村民ひろば」から説明します。

この「村民ひろば」は、誰でも自由に利用できる場所です。個人の方からのご意見や発言、友達同士、仲間同士での会話を楽しんで下さい。

ただし、このルーム内でもマナーやルールは、他のインターネット上と同じです。利用する皆さん一人一人が守って下さい。

ルーム内にも利用にあたってのいくつかの注意点が掲載してありますので、必ずご覧下さい。

次に、「申請届出」ですが、ここには村に提出する各種様式が収められています。現在

総務課関係10件、税務関係13件、住民課戸籍関係4件、水道関係3件、教育委員会関係6件の全36様式が集められています。

ワード、エクセル、パワーポイントによりご提供していますので、事前に作成していただき、役場窓口か係へお持ちいただければ、皆様のお手数が軽減できると思います。該当の用件がありましたら是非ご利用してみてください。それ

から、こんな様式や書類を掲載してほしいという要望がありましたら広報係か担当係までご連絡ください。

この「申請・届出」の下には「任意合併協議会」HPへのリンクバナーがあります。これは相互に見やすいように設けたもので、今後「任意合併協議会」HPが閉じるまでの間、置かれます。

この下には、時期それぞれの画像を掲載しています。現在は大鹿谷の風景写真を載せ

てありますが、皆さんからの投稿もお受けしますので、いい画像がありましたら、メールなどをご利用してお送りください。

広報係へのメールは [byo\\_sei@vil.looshikanaganano.jp](mailto:byo_sei@vil.looshikanaganano.jp) か当HPの「音見・質問コーナー」をご利用ください。(残りのご説明は次号へつづきます)



# 大鹿村秋季防災訓練



(9月5日)が実施されました。

自主防災班の訓練・消防訓練・日赤奉仕団による救護訓練、炊出し訓練を行いました。



## 大鹿村保育所避難訓練(9月3日)

ぼくもワタシも地震や火事の時、どうすればいいのか避難訓練をやったよ!!



火は消した? いつも心に 聞いてみて

# 税 務 だ よ り

平成16年10月号

## 税務署・市町村からのお知らせ

# 農業所得の計算は収支計算で!!

平成18年分からすべての方が収支計算となります。



所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算（収支計算）することが原則です。

税務署と市町村では、どうしても収支計算が困難だという方に経費の目安を提供してきましたが、平成18年分の以降は、すべての方が収支計算をすることとなります。

前年の収入金額によって、次のように収支計算に移行していくこととされています。

前年の収入が300万円以上の方	平成16年分から収支計算
前年の収入が200万円以上300万円未満の方	平成17年分から収支計算
前年の収入が200万円未満の方（すべての方）	平成18年分から収支計算

### 収支計算をすると……

ご自分の経営状態の把握ができるとともに、損失が出た年には、その損失を給与などの他の所得から差し引いて計算することができます。

可能な方は、お早めに収支計算を行うことをお勧めします。

### 収支計算をするには……

農業所得に関係する伝票（出荷伝票）や、領収書を保存し、集計することが必要です。

伝票等の紛失や、集計漏れを避けるためにも、帳簿などへ記帳することをお勧めします。また、税務署・市町村には月々の収入金額や必要経費を記録する用紙を備え付けてありますので、ぜひご利用ください。

### 収支計算は難しくない……

収入や、必要経費の計上方法などでわからない点がある場合は、税務署や市町村の窓口にお尋ねください。

また、減価償却費の計算が不明な方には、パソコンで減価償却費の一覧表を作成していますので、機械などの領収書や請求書を持参の上、一度ご相談ください。

### 青色申告って……

青色申告をすると、白色申告に比べて所得の計算が有利な、青色申告特別控除や、青色事業専従者給与の適用があります。

同じ記帳をするなら、特典のある青色申告をぜひご利用ください。

\* 来年1月下旬に、役場の会議室で農業所得収支計算説明会を開催しますので農協等に販売をされている農家の皆さんはぜひご出席ください。

# 農業所得の申告方法等 Q&A?



## ●経費目安割合について

**質問1** どの種類の経費目安割合を使って計算するのですか

**答え** 複数の作物収入がある場合でも、収入金額の一番多い種類を使用します。  
 例) 水稲収入30万円、野菜収入50万円、りんご収入100万円  
 この場合収入金額が一番多いのは「りんご収入」。果樹栽培農業用の経費目安割合を使用します。  
 $180万円 - (180万円 \times \text{果樹栽培農業用経費目安割合}) = \text{農業所得}$

**質問2** 自家消費等したものの収入金はどのように計算するのですか

**答え** 自家消費等(贈答などの家事使用を含む。)の金額は、原則として消費等の都度、収支金額に計上することとなりますが、実務上は、年末に一括して数量・単価・金額を計上する方法によっています。家事消費等した金額は、自家消費等した数量に「収穫時の価額の平均額」(庭先価格)を乗じて計算します。「収穫時の価額の平均額」は、販売金額の平均額から農協・市場手数料や包装費などの出荷に要する経費を差し引いた単価を用いることとなります。  
 なお、出荷に要する経費の計算が困難な場合には、飯田下伊那地区税務協議会で示している市場価格(10kg当たりの単価)を用いて計算しても差し支えありません。

## ●収支計算

**質問3** 経費目安割合と収支計算の違いは何ですか

**答え** 経費目安割合方式では、農業収入のみ把握できていれば経費目安割合により所得の計算ができます。但し、経費目安割合が100%を超えても、所得は0円止まりとなります。一方、収支計算方式では、農業収入に加え、農薬、肥料等の経費の内訳を把握する必要があり、伝票等の保存とともにご自身での差引による所得の計算が必要です。もし、収支計算により赤字となった場合は、その他の給与所得等と損益通算をすることができます。

**質問4** 大型の農業用機械、車両等の経費はどう処理したら良いですか

**答え** 減価償却費として、経費算入できます。(例：作業場や倉庫、ハウス、農業用トラック、倉庫等大規模な修繕等)

次の算式により計算します。(1個1組が10万円以上のもの)⇒ 10万円未満は農具費に算入

[定額法に基づく計算方法]

$(\text{取得価格} - \text{残存価格}) \times \text{定額法の償却率} \times \text{本年分の償却期間} \times \text{事業割合}$

\* 残存価格とは…償却終了した後の残額⇒一般的に取得価格の10% (動植物は割合が違います)

\* 定額法とは…償却期間中の率が一定となり、毎年の償却額は定額となります。(償却期間4年であれば0.25)償却資産により償却期間が違いますので、一覧表により確認してください。

\* 本年分の償却期間とは…該当年の1月取得以外は丸々償却することができないため按分することになります。

(例：3月取得の場合は10ヶ月の償却となり、 $10/12$ で計算します。)

\* 事業割合とは…軽トラックのように、農業専用でない場合がありますが、その時は農業で使用している割合を按分します。(例：農業使用割合 80%)

※取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間の各年分の減価償却費とすることができます。

[計算方法]

$\text{取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産の合計額} \div 3$

## 第25回 大鹿村 産業文化祭

平成十六年十一月七日(日)に大鹿村役場及び駐車場にて産業文化祭を開催します。

つきましては、村民の皆さんが作られました農産物及び作品等を多数出品していただき、本年度の産業文化祭が盛大なものとなりますようご協力を願います。

## 恩給欠格者、 引揚者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方(該当する者の遺族の方を含む)、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

なお、引揚者の請求期限は平成十七年三月三十一日となっております。

請求書類は、大鹿村役場保健福祉課福祉係にあります。



昨年の産業文化祭より農産物の即売今年もたくさんのお品をお願いします



昨年の産業文化祭より我が家の味自慢今年も行います

既に請求された方は、再度請求される必要はありません。資格要件などのお問い合わせは、独立行政法人平和記念事業特別基金まで。

(フリーダイヤル

0120-1234-933

ホームページアドレス

<http://www.neiwago.jp>)

## 小渋川流域の 土砂災害を 考える懇談会

私たちが生活している小渋川流域は、中央構造線をはじめ、いくつもの断層が存在し、大変崩れやすい地質と急峻な地形のため、荒川大崩壊地をはじめいたるところに地すべりや崩壊を有し、出水のたびに大量の土砂を流出し、過去には大西山の大崩壊など幾多の土砂災害に見舞われてきた厳しい歴史を持っています。

近年大きな災害が起きていないことは、長年にわたる国・県等関係機関のご尽力によるものであり、地域として感謝の念に堪えないところであります。土石流等の危険箇所はまだ多く存在しており、引続き対策事業を進めていただいているところです。

今回、国土交通省天竜川上流河川事務所・長野県飯田建設事務所のご協力をいただき懇談会を開催し、私たちの生活する小渋川流域の土砂災害の防止について考える機会にしたいと思えます。是非、多くの皆さんの参加をお待ちしています。

ています。

日時 十月十九日(火)

午後七時~九時

場所 交流センターホール

内容

(一)講演・土砂災害の実態

天竜川上流河川事務所長

三上幸三氏

(二)小渋川流域の現状と砂防

事業について

(三)歴史的砂防施設について

(四)土砂災害防止法について

(五)意見交換会

主催 大鹿村

協力 国土交通省天竜川

上流河川事務所

飯田建設事務所

問合せ先 産業建設課

皆さんの参加をお待ちしています。

公民館  
優秀映画  
鑑賞会

日時

十六年十月三十日(土)

午後六時三十分

会場

大鹿村交流センター

上映映画

文部省特選

「イタズ」

(熊と人間の物語)

後藤 俊夫 監督作品

出演 田村 高廣

桜田 淳子

辰巳 柳太郎

宮田 浩史(子役)

ほか

入場料 無料

大人も子供も楽しめる映画

です。家族皆さんでお出かけ

ください。

配車 塩の里発

午後六時十分

## お知らせ

教育委員会委員

\*任期満了に伴い、議会の同意を得て、次の2人の方が再任されました。

前 島 正 介 さん  
池 田 泰 登 さん

\*任期は、平成16年10月1日から平成20年9月30日の4年間です。

# お知らせ

**10月はマイカーの点検・整備推進運動月間です。**

自動車を取り巻く長野県の状況は、自動車保有台数が増加し、平成15年末で約183万台となり、交通事故死者数は年間164人にも及びます。また、大気汚染等環境問題が深刻化するなど依然と厳しい状況にあります。

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか？車の部品は、走行や時間の経過とともに劣化・摩耗しています。しかし、日頃こまやかな点検を行ってれば、運転中のトラブルの多くは回避されます。車に注がれる愛情は、車を守るだけではなく人の命や環境を守ることもつながります。

**気づいてね、点検整備の大切さ。**  
トラブルが起きてからでは遅いのよ！

**先** 点検整備に関する問い合わせ先

長野運輸支局整備課  
☎026-1243-15525

**みんな、毎日、守られている。**

## 自賠責制度

自賠責保険・共済は、年間約130万件もの交通事故被害者に支払われています。

交通事故の発生件数は、この10年間で約30%増加し、毎年多くの死傷者数を出しています。死亡者数こそ減少傾向にあるものの、負傷者数については過去ワーストの118万人を越えました。

毎年絶えない交通事故は、誰もが被害者にも、そして加害者にもなる可能性があることを物語っています。ひとりひとりが、よりいっそう自賠責制度の役割や、保険・共済金支払いのしくみに対する理解を深めることが大切です。

原動機付自転車を含むすべての自動車の保有者に、自動車1台ごとに加入が義務づけられている保険・共済が、自賠責保険・共済です。交通事故

故により加害者となったときは、被害者に対する損害賠償責任を負います。強制保険である自賠責保険・共済は、すべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な対人賠償を保障する役割を果たしています。

**自賠責保険・共済の期限は切れていませんか？**

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられている保険・共済です。特に車検制度のない原動機付自転車・250cc以下の軽二輪自動車は、期限切れ、かけ忘れにご注意を！

自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jihai.jp/>をご覧ください。

## 平成16年度後期 信州大学市民開放授業

信州大学では、大学の授業を学生とともに受講する機会を下記により一般市民及び高校生の方々に開放しております。本学の学生・教職員とともにキャンパスライフをお楽

しみください。

### 記

#### 開講期間

後期 平成16年10月  
平成17年2月

#### 開講科目

詳細は募集案内(9月上旬配布予定)を参照願います。

#### 開講場所

信州大学 高等教育システムセンター及び各学部

#### 募集定員

特に設けません。受講者数の関係で受講できない場合もあります。

申し込みは、募集案内を同封して、各担当係に請求してください。窓口でも配布しています。また募集案内は、

#### 受講料

後期開講科目  
9,200円  
(1授業科目)

(一部異なる授業もあります。詳しくは、募集案内の「市民開放授業科目一覧」をご覧ください。)

#### 募集案内の請求方法

請求される方の郵便番号、住所、氏名を記載し、200円切手を貼付した返信用封筒(角形2号封筒：33×24cm)

を同封して、各担当係に請求してください。窓口でも配布しています。また募集案内は、

申し込みは、募集案内を同封して、各担当係に請求してください。窓口でも配布しています。また募集案内は、

### 募集案内のお問い合わせ先・配布窓口

担当係	郵便番号	住所
総合窓口 (学生部学務課) 0263-37-2870	390-8621	松本市旭3-1-1
高等教育システムセンター (学生部学務課共通教育係) 0263-37-2978		
人文学部 (人文学部学務係) 0263-37-2236		
経済学部 (経済学部学務係) 0263-37-2304		
理学部(学務係) 0263-37-2439		
医学部 (学務課学務第2係) 0263-37-2357		
教育学部(学務係) 026-238-4041	380-8544	長野市大字西長野6の口
工学部(学務係) 026-269-5051	380-8553	長野市若里4-17-1
農学部(学務係) 0265-77-1314	399-4598	上伊那郡南箕輪村8304
繊維学部(学務係) 0268-21-5322	386-8567	上田市常田3-15-1

※募集案内(市民開放授業科目一覧を含む。)については本学のホームページにも掲載いたします。  
URL : <http://www.shinshu-u.ac.jp/html/shimin/>

## 長野県最低賃金改正のお知らせ

職場を支えるあの人の最低賃金だいじょうぶ？

長野県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者一人でも使用しているすべての使用者に適用される「長野県最低賃金」が改正されました。

現在の長野県最低賃金は

時間額 **647円**

平成16年10月1日から適用

最低賃金は、法律に基づき、地方最低賃金審議会の答申を受け、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

この機会に、是非賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは、含まれません。

お問い合わせは

最寄りの労働基準監督署または、長野労働局 労働基準部賃金室（電話026-2223-0555）までどうぞ。

長野労働局

## 住宅用太陽熱高度利用システム補助制度

応募受付中！

補助対象者 集熱器の総面積75㎡までのソーラーシステムを設置される方。

補助金額 集熱器の総面積に応じた補助金が受けられます。

補助額の目安

6㎡で約10万円、  
75㎡で約125万円

（補助金額はソーラーシステムの型式により差が生じます。）

なお、住宅以外の建物に設置する場合（但し、公共施設は除く。）も対象となる場合がありますので、詳しくは左記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 財団法人新エネルギー財団 太陽熱利用部

〒102-8555 東京都千代田区紀尾井町3番6号  
秀和紀尾井町パークビル6F  
☎03(5275)9566

（ホームページアドレス

<http://www.nef.or.jp>）

## 不妊治療費助成事業について

長野県では、不妊治療を受けたご夫婦に、治療費の一部を助成します。

助成を受けることができる方

夫婦の一方又は両方が長野県内（長野市を除く）に住所がある方で、次のいずれにも該当する方

① 法律上の婚姻をしている夫婦であつて、体外受精・顕微授精以外の治療法によつては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。

② 夫及び妻の前年の所得（1～5月の申請については前々年所得）の合計が650万未満であること。

③ 助成の申請を行う年度に、長野市又は県外の地方公共団体から不妊治療費の助成を受けていないこと。

④ 助成の対象となる不妊治療費が指定する医療機関※で実施した体外受精及び顕微授精。

助成の額及び期間

一組の夫婦に対し、1年度あたり10万円を限度に通算2年間助成します。

申請に必要な書類

① 長野県不妊治療費助成事業申請書

② 長野県不妊治療費助成事業受診等証明書

③ 指定医療機関の発行する体外受精及び顕微授精に係る領収書

④ 住民票の写し

⑤ 夫婦であることを証明できる書類 戸籍謄本（住民票の写しで夫婦であることが確認できる場合は省略できます。）

⑥ 夫及び妻の所得の額を証明する書類

市町村長が発行する所得証明書

申請の受付

平成16年10月1日から、県下保健所で受付を開始します。

お住まいの市町村を管轄する保健所に、必要書類を添えて申請書を提出してください。

長野市でも同様の事業を行っておりますので、長野市にお住まいの方は、長野市保健所へお問い合わせ下さい。

長野市保健所健康課

☎026-2226-9960（直通）

申請窓口

飯田保健所

〒395-0003 飯田市追手町2-678

☎0265-23-1111

指定医療機関

（平成16年8月20日現在）

椎名レディースクリニック

〒395-0013 飯田市小伝馬町1-52

☎0265-22-0304

飯田市立病院

〒395-8502 飯田市八幡町438番地

☎0265-21-1266

お問い合わせ先

長野県庁青少年家庭課

☎026-235-7147（直通）

担当 小澤敏雄 山口恭子

住所 〒380-8670 長野市大字南長野字幅下 692-2

あんなこと  
こんなこと

# カメラリポート



▲8月14日  
大鹿夏祭り2004 大鹿太鼓

8月20日～24日 ▶  
千葉市小学校6年生山村留学  
魚のつかみ取り



▲7月31日～8月1日  
中央構造線サイクリング大会 出発式



## インフルエンザの予防接種について

平成16年度インフルエンザ予防接種を下記のように予定しますので、接種を申し込まれた方は受けてください。

**内 容** 65歳未満の方は、4週間位間隔を置いて2回の接種が必要です。65歳以上の方は、1回の接種で済みます。

**接種場所** 大鹿村立診療所

**料 金** 1回2,000円（65歳以上と小学生以下は1回1,000円）

**日 程**

接種日	65歳以上接種者	65歳未満接種者	接種時間
11月5日(金)	下青木、上蔵、文満	大河原(1回目)	1:00～4:00
11月9日(火)	上青木、北の原、沢戸 河合西、塩河	鹿 塩(1回目)	2:00～4:00
12月3日(金)	下市場二、深ヶ沢	大河原(2回目)	1:00～3:00
12月7日(火)	上市場、下市場一	鹿 塩(2回目)	2:00～4:00
12月10日(金)	塩原、中峯、梨原、沢井 入沢井、北入一、北入二		1:00～3:00
12月17日(金)	落合、釜沢、清水 中尾、大栗		1:00～3:00

※割り当て時間内にどうしても都合のつかない方は保健福祉課まで御連絡ください。

問診表の太枠内のみ正しく記入して接種日に忘れないよう御持参下さい。

## 村の行事予定

### 10月

- 17日 大鹿歌舞伎秋の定期公演(市場神社正午)
- 19日 小渋川流域の土砂災害を考える懇談会
- 26日 献血(成分献血のみ)
- 30日 公民館優秀映画鑑賞会(交流センター午後7時)
- 31日 粗大ゴミ回収

### 11月

- 上旬 公民館(成人白樺学級) 村内研修
- 7日 大鹿村産業文化祭
- 5日 インフルエンザ予防接種
- 9日 インフルエンザ予防接種

### 12月

- 3日 インフルエンザ予防接種
- 7日 インフルエンザ予防接種
- 10日 インフルエンザ予防接種
- 17日 インフルエンザ予防接種
- 21日 ヘルス・スクリーニング
- 22日 ヘルス・スクリーニング

### 1月

- 1日 公民館新春ウォーキング  
(交流センター 午前7時30分)
- 下旬 公民館(成人白樺学級)  
軽スポーツ・人権教育関係